

全世代型社会保障構築本部の設置について

令和 3 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

1. 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、内閣に、その企画及び立案並びに総合調整を行う全世代型社会保障構築本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

副本部長 全世代型社会保障改革担当大臣

本 部 員 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

5. この閣議決定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。